

IFRS第9号「金融商品」では 金融資産の分類はどのように決定されるのか

有限責任 あずさ監査法人 金融事業部

シニアマネジャー 藤原 初美

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年7月24日、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という)を公表し、金融商品会計の改訂プロジェクトを完了しました。本基準書は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を差し替える基準書です。また本基準書は、過去に公表されたIFRS第9号(2009年、2010年および2013年版)における金融商品の分類および測定に関する規定の一部を改訂し、金融資産の減損に関する新たな規定を導入しています。本稿では、最終版のIFRS第9号のもとで金融商品がどのように分類されるのかについて、規定内容と例示を中心に解説します。

なお、本文中の意見に関する記載は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



ふじわら はつみ
藤原 初美
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
シニアマネジャー

【ポイント】

- すべての金融資産は、原則として、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて、①償却原価区分、②公正価値で測定し変動をその他の包括利益に計上する(FVOCI)区分または③公正価値で測定し変動を純損益に計上する(FVTPL)区分のいずれかに分類される。FVOCI区分に分類される金融資産は、原則として公正価値を財政状態計算書で表示し、利息、為替差損益および減損損失について、償却原価と同様の情報を包括利益計算書に表示したうえで、それらの差額をその他の包括利益(OCI)に認識する。OCIに認識された金額は、純損益へのリサイクリングの対象である。
- 契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づく分類の例外として、株式等の資本性金融商品をFVOCI区分に指定することができる。FVOCI区分に指定された資本性金融商品は、その配当は純損益に認識されるが、売却損益はOCIから純損益にリサイクリングされない。
- 金融資産が償却原価またはFVOCI区分に分類されるのは、その契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみから構成される場合である(キャッシュ・フロー要件)。キャッシュ・フロー要件を満たさない金融資産はすべてFVTPL区分に分類される。元本と利息のみから構成されるか否かは、基本的な貸付契約の元金キャッシュ・フローと整合的かどうかで判断する。
- キャッシュ・フロー要件を評価するために、金融資産の契約内容を検討しなければならない。IFRS第9号は、キャッシュ・フロー要件を評価するために、特定の契約条項(例：貨幣の時間価値を修正する条項や早期償還条項)を有する金融商品や特定の金融商品(例：ノンリコースや証券化商品)に関しては、追加のガイダンスを設けている。
- 金融資産は、キャッシュ・フロー要件のほかその管理実態を反映する事業モデルに基づいて分類される。金融資産がキャッシュ・フロー要件を満たし、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収であれば償却

原価区分に分類される。金融資産がキャッシュ・フロー要件を満たし、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であれば FVOCI 区分に分類される。償却原価または FVOCI 区分の事業モデルを満たさない場合には FVTPL 区分に分類される。

- キャッシュ・フローと事業モデルに基づいて償却原価または FVOCI 区分に分類される債券等の負債性金融商品を FVTPL 区分に指定することができる。

I 分類および測定規定の改訂

IAS 第39号は、金融資産の分類についてルールベースの規定を設けており、金融資産をその保有目的と分類要件に照らして分類することを求めています。また、減損規定も何に分類されるかによって異なっていたため、IAS 第39号の金融資産の分類に関する規定は複雑であり適用しづらいと批判されていました。そこで、IFRS 第9号ではすべての金融商品を原則として契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて分類するという原則主義に基づく単一のアプローチを導入し、金融資産の分類規定の複雑性の軽減が図られています。IAS 第39号では4区分（①公正価値で測定し変動を純損益に計上する区分、②満期保有投資、③貸付金及び債権、④売却可能金融資産）であったものが、IFRS 第9号（2009年版）では、原則として2区分（①公正価値で測定し変動を純損益に計上する区分、②償却原価区分）¹とすることで、複雑性を軽減しようとしていましたが、その後の議論を経て、最終版の IFRS 第9号は金融資産の分類を以下の3区分としています。

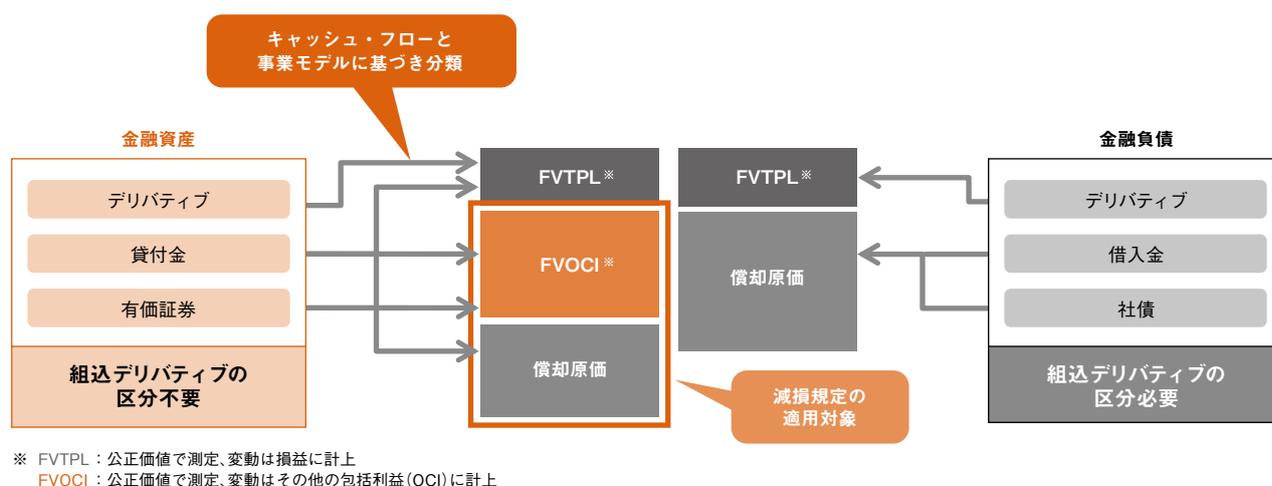
- 公正価値で測定し変動を純損益に計上する（FVTPL）区分
- 公正価値で測定し変動をその他の包括利益に計上する（FVOCI）区分
- 償却原価

なお、金融負債の分類は、IAS 第39号を概ね踏襲し、デリバティブや公正価値オプションを適用した金融負債を除き、原則として償却原価区分として分類されます²。

図表1は最終版のIFRS 第9号に基づき金融商品を分類する場合の全体像を示しています。以下では、金融資産の分類について解説します。

日本基準では、有価証券だけが保有目的に基づいて分類・測定され、その他の金融商品については個々に会計処理が規定されています。日本基準からIFRSへ移行する場合には、すべての金融商品を、IFRS 第9号の分類アプローチに基づいて分類しなければならないため、保有する金融商品の種類や管理方法によっては追加的な検討の負担が大きくなると考えられます。

図表1 金融商品の分類と測定の全体像



1. IFRS 第9号（2009年版）において、分類の例外として、株式等の資本性金融商品を FVOCI 区分に指定すること、および本来であれば償却原価区分に分類される負債性商品を FVTPL 区分に指定することが認められている。
2. IFRS 第9号では、公正価値オプション（本来であれば償却原価区分となる金融負債を FVTPL 区分に指定すること）を適用した金融負債について、発行者自身の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動を原則としてその他の包括利益に表示することとされている。IAS 第39号ではすべて損益計上されていた。

Ⅱ 金融資産の分類アプローチ

IFRS第9号では、預金、売掛金、受取手形、貸付金、有価証券、デリバティブ等の契約形態や名称にかかわらず、金融資産の定義を満たす場合には、これらすべてを償却原価、FVOCIまたはFVTPL区分のいずれかに分類しなければなりません。すべての金融資産は、原則として、企業が金融資産をどのように管理しているのか（これをIFRS第9号では事業モデルという言葉で表現している）、そして金融資産の契約上のキャッシュ・フローは何から構成されているかという2つの要件に基づいて分類されます。そして、すべての金融資産がこの分類結果に従い、公正価値または償却原価で測定されます。

図表2は、代表的な商品種類ごとに、金融資産を分類するための2つの分類要件と、それぞれの分類における測定方法の概要を示しています。金融商品の発行形態と会計上の種類（資本性金融商品か、負債性金融商品か）は必ずしも一致しないため、株式として発行されている商品が、IFRS第9号では負債性金融商品に該当したり、その逆もあるため留意が必要です。

なお、金融資産にデリバティブが組み込まれた複合金融商品（混合契約）の場合、IFRS第9号では組み込まれたデリバティブを区分処理せずに、組込デリバティブを含む混合契約全体について分類を決定します。一方で、金融資産以外にデ

リバティブが組み込まれた商品（仕組債の発行、組込デリバティブ付き保険契約など）の場合には、組込デリバティブの区分処理要件を満たせば区分処理しなければなりません³。

1. キャッシュ・フロー要件

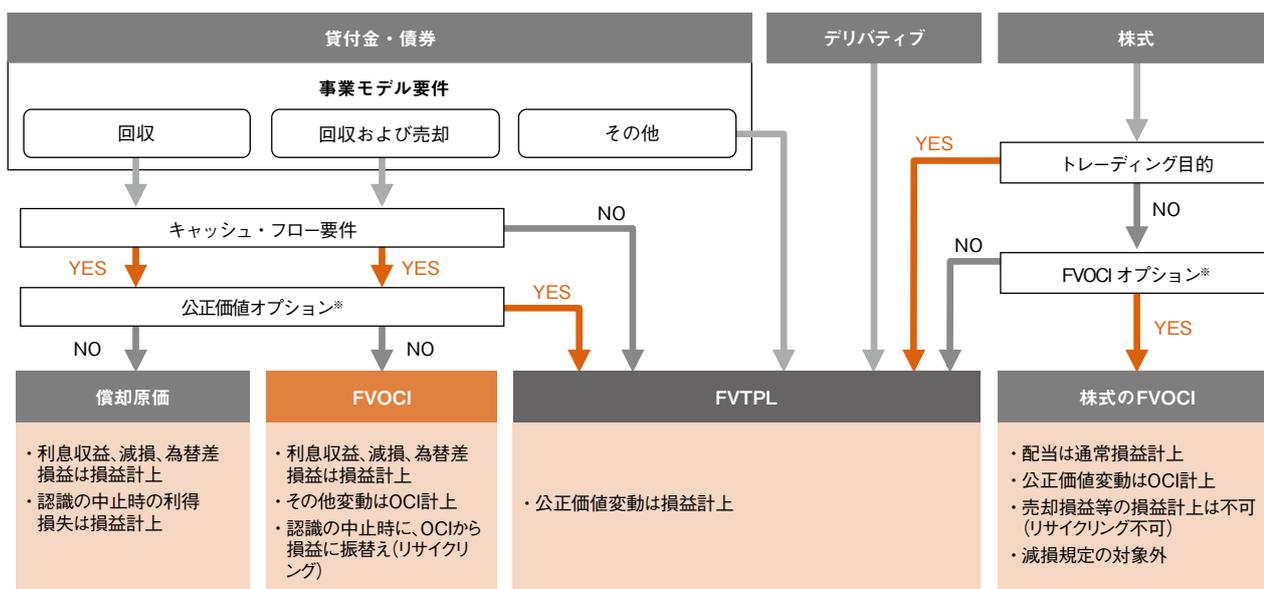
IFRS第9号の規定上は、事業モデルの評価がキャッシュ・フローの評価よりも先行すべきであるように記載されていますが、どちらの評価を先に行っても分類結果に差異は生じません。本稿ではキャッシュ・フロー要件から解説します。

(1) 基本的な貸付契約から得られるリターンとの整合性

キャッシュ・フロー要件とは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが「元本」と「利息」のみから構成されているかどうかを判定するための要件です。金融資産を償却原価またはFVOCI区分に分類するためには、この要件を満たすことが不可欠となります。IFRS第9号は、「元本」と「利息」を以下のとおり定義しています。

- 「元本」：金融資産の当初認識時の公正価値
- 「利息」：貨幣の時間価値+特定の期間における元本残高に係る信用リスク+基本的な貸付のリスク（例：流動性リスク）及びコスト（例：事務コスト）+利益マージン

図表2 金融資産の分類と測定の概要



※ 分類の例外
 ✓本来償却原価またはFVOCIの負債性商品(例：債券)をFVTPLに指定する
 ✓資本性金融商品(例：株式)をFVOCIに指定する

3. ①組み込まれたデリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクと密接に関連していない、②組込デリバティブと同一の条件の独立の金融商品がデリバティブの定義を満たす、③混合契約が、公正価値で測定して公正価値変動を損益で認識するものではないという3つの要件を満たす場合に、組込デリバティブを区分処理しなければならない。

利息の定義に含まれている「基本的な貸付のリスク及びコスト」や「利益マージン」は、最終版のIFRS第9号で追加された要素です。最終版のIFRS第9号では、キャッシュ・フロー要件は基本的な貸付契約から得られるリターンと整合的な考え方であることが強調されています。元本と利息の構成要素は、基本的な貸付契約の元利金キャッシュ・フローに通常含まれるものであり、これと同様の契約条件を有する金融商品であれば償却原価またはFVOCI区分に分類されると考えられます。償却原価とFVOCI区分の金融資産はいずれも実効金利法を適用して償却原価を測定し、利息収益を認識します。キャッシュ・フロー要件を満たす金融資産については、実効金利法で会計処理した場合の簿価と利息に関する情報が利用者にとって有用であると考えられています。

たとえば、以下の金融資産は、基本的な貸付契約には含まれない要素を含むため、キャッシュ・フロー要件を満たしません。

- 株価や商品価格、債務者の業績に連動するような金利を有する金融商品（ただし、業績連動金利については、債務者の信用悪化による損失補てん目的で金利が上乘せされるだけであるならば、キャッシュ・フロー要件を満たす可能性がある）
- 転換社債（転換権が付与されていることで発行体の株価を基礎数値とする受取オプション料が含まれるためキャッシュ・フロー要件を満たさない）
- その他のデリバティブを組み込んだ金融商品で組み込まれたデリバティブがキャッシュ・フローの変動幅を増幅させるような（レバレッジを含む）金融商品
- 株式等の資本性金融商品（満期がなく、利息の支払い義務もない商品であることから、キャッシュ・フロー要件を満たさない）

キャッシュ・フロー要件の基本的な考え方は前述のとおりですが、以下の特定の契約条項および商品については、IFRS第9号においてキャッシュ・フロー要件を評価するための個別のガイダンスが提供されています。

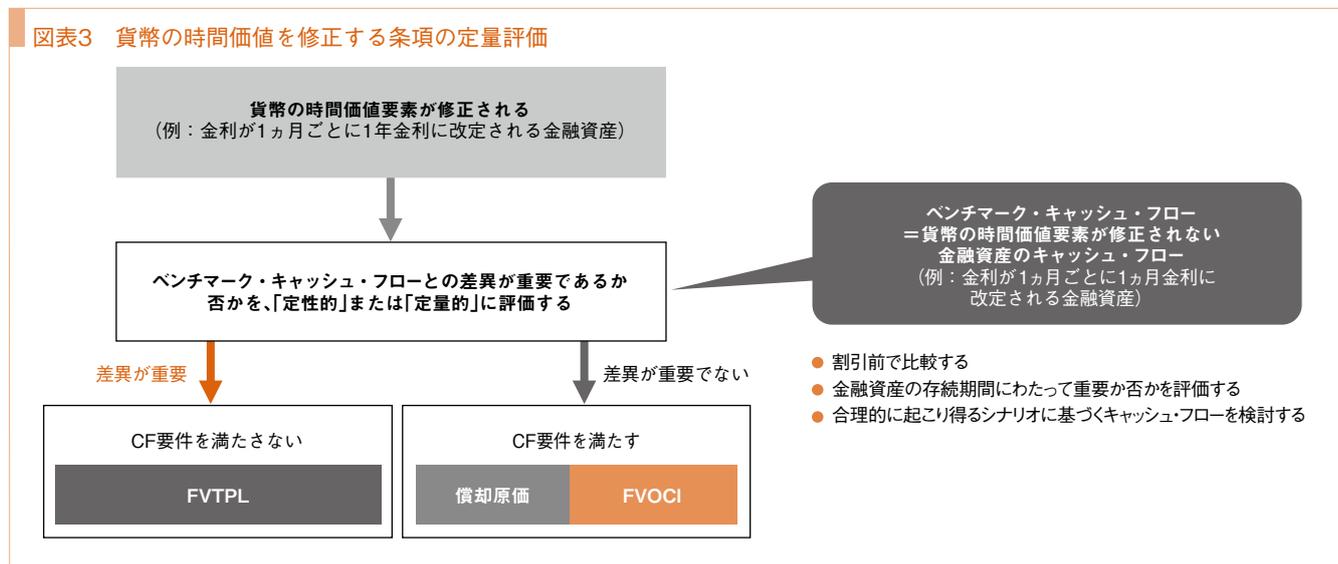
- 貨幣の時間価値を修正する契約条項
- キャッシュ・フローの金額や時期を修正する条項
- ノンリコース・ローン
- 証券化商品
- 金融資産の分類に影響を与えない契約条項

(2) 貨幣の時間価値を修正する契約条項

貨幣の時間価値は信用リスクと並ぶ利息の主たる要素とされており、時の経過のみを反映するものであるとされています。過去の版のIFRS第9号では、たとえば6ヵ月ごとに（6ヵ月金利ではなく）10年金利に改定される変動利付国債のような商品（一般的にコンスタント・マチュリティ・スワップ・フローター債などと呼ばれる）は貨幣の時間価値を適切に反映していない（これをIFRS第9号では貨幣の時間価値を修正する契約条項が含まれる金融商品と表現している）ためにキャッシュ・フロー要件を満たさない商品として例示されていました。この例示は最終版のIFRS第9号では削除され、このような商品がキャッシュ・フロー要件を満たすか否かについては、貨幣の時間価値を修正する契約条項を定性的に評価、またはベンチマーク・キャッシュ・フローとの定量的な比較によって判断することとされました。図表3は定量的な評価について示しています。

たとえば、満期10年で金利が1ヵ月ごとに1年金利に更改される債券について定量的な評価を実施する場合、当該債券の割引前キャッシュ・フローを、金利改定期間が1ヵ月で、金利計算期間も1ヵ月の債券の割引前のベンチマーク・キャッシュ・フローと比較して、両者の差異が重要でない場合には、キャッシュ・フロー要件を満たしますが（償却原価またはFVOCI区分）、差異が重要である場合にはキャッシュ・フロー要件を満たしません（FVTPL区分）。この比較を行うにあたっては、次の金利改定までの1ヵ月間だけではなく、10年の契約期間にわたって差異が重要であるか否かの分析が必要となるので注意が必要です。たとえば、当該債券について、取得時に1ヵ月金

図表3 貨幣の時間価値を修正する条項の定量評価



利と1年金利の金利差がほとんどないことをもって「差異が重要ではない」とは言えません。この場合、満期までの期間にわたる合理的な金利予測に基づいて、1ヵ月金利と1年金利との差異が重要でないと認めない限り、キャッシュ・フロー要件を満たしません。

(3) キャッシュ・フローの金額や時期を修正する条項

たとえば、早期償還条項や期間延長条項がある場合、これらの条項の発効により金融商品のキャッシュ・フローの金額や時期が修正されます。このような、キャッシュ・フローの金額や時期を修正する条項については、当該条項の発効前後のキャッシュ・フローがともにキャッシュ・フロー要件を満たさなければなりません。早期償還条項や期間延長条項がキャッシュ・フロー要件を満たすケースとして、以下が例示されています。

- 早期償還額が実質的に未払いの元本および利息相当額である（早期償還に係る合理的な補償額を含む）
- 延長期間のキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー要件を満たす（期間延長に係る合理的な補償額を含む）

たとえば、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）が組み込まれたクレジットリンク債には一般的に早期償還条項が付されており、CDSの参照体にクレジット・イベントが発生した場合、早期償還額は担保証券の公正価値からCDSの支払い額を控除した金額になります。この場合、早期償還額が元本および未払利息相当額を下回るため、キャッシュ・フロー要件を満たさないと考えられます。なお、過去の版のIFRS第9号では、将来事象をトリガーとする早期償還条項・期間延長条項は、発行者の信用の著しい悪化から金融商品の保有者を保護する目的等の特定の場合を除いて、キャッシュ・フロー要件を満たさないとされていましたが、この将来事象をトリガーとしてはならないという要件は削除されました。ただし、早期償還条項・期間延長条項のトリガー事象の性質は、キャッシュ・フロー要件を満たすか否かを決定付けるものではないものの、考慮する必要があります。

早期償還条項に係る前述の原則的なキャッシュ・フロー要件の評価方法の例外として、額面による早期償還条項については、以下のすべてを満たす場合にキャッシュ・フロー要件を満たすとされています。

- 割引または割増発行額で取得した金融商品である
- 早期償還額が実質的に額面および未払利息相当額である（早期償還に係る合理的な補償を含む）
- 当初認識時において、早期償還特性の公正価値が重要ではない

たとえば、割引取得した不良債権ポートフォリオに額面での期限前償還条項が付されていた場合、不良債権の債務者が早期償還のための資金調達を行う可能性はほとんどなく、当初認識時における早期償還特性の公正価値は重要ではないと考えられます。このような場合、上記3つの要件を満たしてキャッシュ・フロー要件を満たすと考えられます。

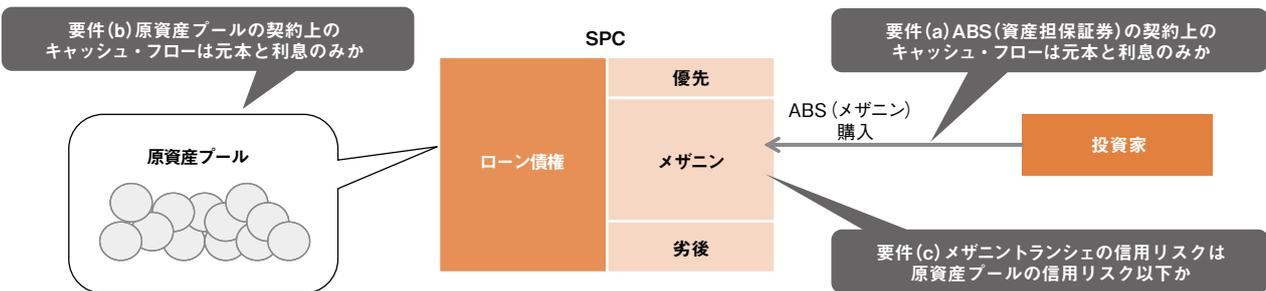
(4) ルックスルー・アプローチ

ノンリコース商品や、証券化商品については、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローの返済原資となる原商品や裏付けキャッシュ・フローについても評価しなければなりません。IFRS第9号ではこれをルックスルーと呼んでいます。

回収のための資産が限定されるというノンリコースであること自体がキャッシュ・フロー要件を阻害するわけではありません。また、原商品が金融資産であるか非金融商品であるかは評価結果に影響を与えません。原資産または支払いの原資となるキャッシュ・フローを評価し、ノンリコース商品の契約条項により、基本的な貸付契約のリターンと整合しないキャッシュ・フローをもたらすか、または基本的な貸付契約のリターンを制限するようなキャッシュ・フローとなるか否かを判断する必要があります。特定の資産から生じるキャッシュ・フローにより契約上の支払額が決定されるような商品は通常キャッシュ・フロー要件を満たしません。たとえば、開発型の不動産ノンリコース・ローンで、開発後に不動産から一定の賃料が受領できた場合にのみ利息が支払われるようなローンは、キャッシュ・フロー要件を満たさないと考えられます。

図表4 証券化商品のルックスルー・アプローチ

トランシェ構造を有する証券化商品は、以下の3つの要件（a、b、c）を満たす場合にはキャッシュ・フロー要件を満たす。



さらに、優先劣後のトランシェ構造を持つような証券化商品（これをIFRS第9号では、契約上リンクしている金融商品と表現している）については、キャッシュ・フロー要件を満たすために必要な追加の要件が設けられています。図表4は、証券化商品のルックスルーにおける要求事項を示しています。

証券化商品のルックスルーの追加要件を満たすか否かの評価のためには、証券化スキームに含まれるデリバティブを含むプールの構成要素の把握や、保有するトランシェと原商品プールの信用リスクを比較する等の検討が必要なため、個々の契約条項や原資産プールの情報などの情報を入手し、分析しなければなりません。このため、ルックスルーの追加要件の検討は、証券化商品を保有する企業にとって大きな負担となる可能性があります。

(5) 金融資産の分類に影響を与えない契約条項

キャッシュ・フロー要件は、金融資産のすべての契約条項について評価する必要がありますが、以下に該当する契約条項は金融資産の分類に影響を与えないとされているため、キャッシュ・フロー要件の検討において考慮しません。

- 各報告期間においても、満期までの期間にわたり累積しても、金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローに与える影響が僅少な特性
- 極めて稀で、異常性が高く、かつ発生可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみしか契約上のキャッシュ・フローに影響を与えないような（真正でない）特性

ただし、通常の商取引において真正でない契約条項が含まれるケースは、極めて稀であると考えられるため、契約条項が真正でないことによりキャッシュ・フロー要件の検討上考慮されないケースは相当限定的であると考えられます。

2. 事業モデル要件

キャッシュ・フロー要件を満たす金融資産は、事業モデルに応じて償却原価またはFVOCI区分に分類されます。償却原価またはFVOCI区分の事業モデルのどちらにも該当しない金融

資産は、FVTPL区分に分類されます（図表5参照）。

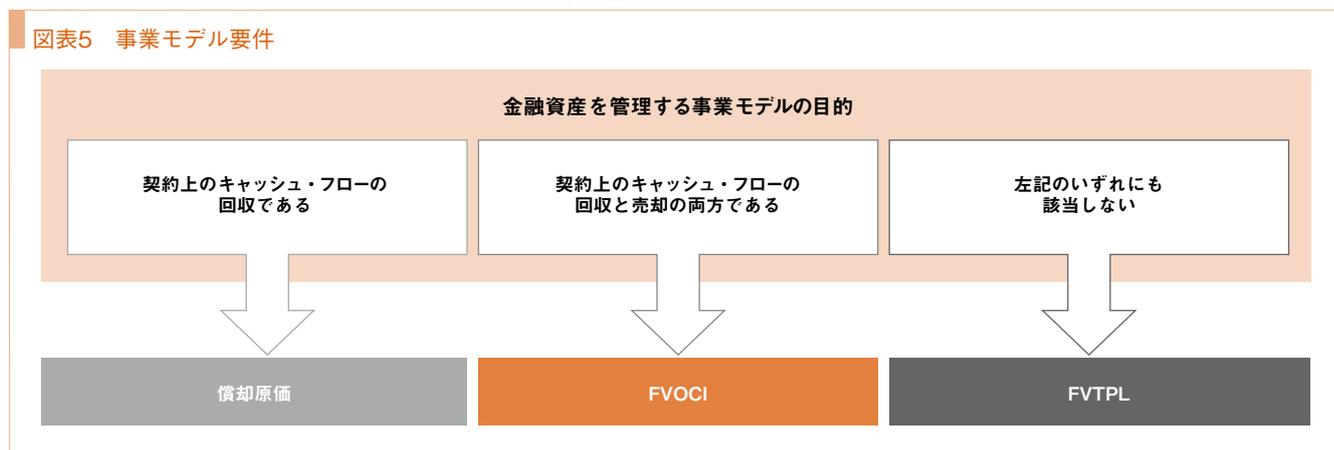
企業は金融資産を保有し続けることで元利金を回収することも、満期前に売却することもあります。ここでいう事業モデルは、個々の金融資産の保有目的ではありません。事業モデルは企業の経営幹部が決定するものであり、金融資産を他の金融資産とともにどのように管理しているのか、その事実を照らして決定されるものです。したがって、個々の金融資産の保有目的ではなくポートフォリオ等の高いレベルで評価されます。事業モデルを評価するためには、金融資産の業績評価やリスク管理方法、当該金融資産が含まれるポートフォリオの管理者の報酬体系等の情報を検討して、事業モデルを評価する金融資産のグループを決定し、当該金融資産のグループの管理実態がどの事業モデルに該当するのかを判断する必要があります。図表6は、償却原価とFVOCI区分それぞれの事業モデルを特定するための例示を示しています。

償却原価とFVOCI、FVOCIとFVTPL区分をどこで線引きをするかについて、各企業が金融資産の管理実態に基づいて総合的に判断する必要があります。図表6にも示したとおり、償却原価区分の事業モデルは契約上のキャッシュ・フローの回収ですが、必ずしも満期保有が求められるわけではありません。また、ポートフォリオの一部売却の頻度や金額がどの程度であれば回収の事業モデル（償却原価）ではなく回収と売却の事業モデル（FVOCI）と判断すべきか、明確な規準値はありません。したがって、事業モデルの検討においては、金融資産ポートフォリオの管理の実態と、売却実績や予想などのすべての情報を総合的に評価しなければなりません。

3. 分類アプローチの例外

IFRS第9号では、キャッシュ・フロー要件と事業モデル要件に基づく金融資産の原則的分類のほか、以下の例外が認められています。いずれも当初認識時に指定する必要がありますが、一度指定すると指定の取消しは認められません。

図表5 事業モデル要件



- (1) 株式等の資本性金融商品を FVOCI 区分に指定する (FVOCI オプション)
- (2) 本来であれば償却原価または FVOCI 区分に分類される金融資産を FVTPL 区分に指定する (公正価値オプション)

(1) 株式等の FVOCI オプション

株式等の資本性金融商品はキャッシュ・フロー要件を満たさないため、原則として FVTPL 区分に分類されます。しかし、トレーディング目的ではない資本性金融商品については FVOCI 区分に指定することができます。この指定は銘柄ごとに可能です。また、FVOCI オプションの適用にあたっては以下について注意が必要です。

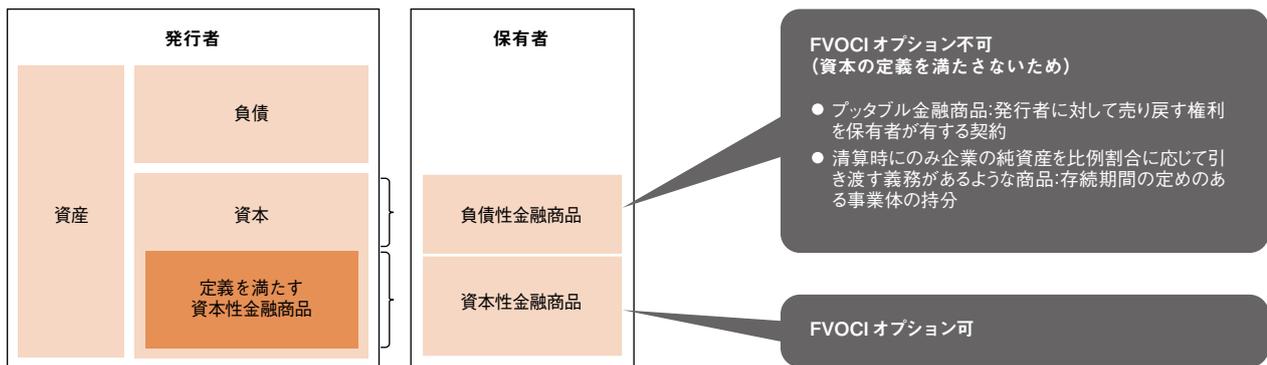
- 資本性金融商品の定義に該当する商品にのみ認められる。
資本性金融商品の定義は IAS 第 32 号「金融商品：表示」で規定されている。IAS 第 32 号に従い、商品の発行者にとって資本として分類されるものか否かを判定する必要がある。なお、発行者が資本として表示している商品であっても、保有者が売り戻す権利を持っているプッタブル金融商品や存続期限のある事業体の清算時に純資産の比例割合の払い戻しがある金融商品は、資本性金融商品の定義を満たさないため FVOCI オプションの指定はできない点に注意が必要である (図表 7 参照)。
- FVOCI オプション指定後は、売却損益等を損益計上できない (リサイクリング不可)。FVOCI オプションは、債券や貸付金の FVOCI 区分とは異なり、OCI から純損益へのリサイクリングが禁止されている。もともと、FVOCI オプションは政策株式などの戦略的投資の評価差額を純損益に計上するのは適切ではないという意見を考慮して、認められた選択肢である。このため、投資を売却して投資先との関係が終了した場合でも、当該売却損益は純損益にリサイクリングされない。配当は、それが純資産の払戻しに該当しない限り純損益に計上される。IFRS

図表6 償却原価とFVOCIの事業モデル

償却原価	FVOCI
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローを回収することにより、金融資産から生じるキャッシュ・フローを実現することを目的として管理する事業モデルが該当する。 ✓ すべてを満期まで保有しなければならないわけではない。 ✓ 次に該当する場合は回収の事業モデルと整合的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書化した投資方針に該当しなくなる等、金融資産の信用の質の悪化を理由として、資産の売却が行われた場合 ・ 売却が (金額的に重要であったとしても) 稀である場合、または、売却が (頻繁であったとしても) 個々にも集計しても金額的重要性がない場合 ・ ストレス・ケース・シナリオにおける流動性確保のために保有する商品を、流動性を証明するために時々売却する場合 ・ 連結対象である証券化のためのピークルへ金融資産を譲渡する場合 (連結財務諸表上引き続きオンバランスされる場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営幹部が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方が事業モデルの目的の達成に不可欠であると判断し、金融資産を回収と売却の両方を目的として管理する事業モデルが該当する。 ✓ 償却原価区分と比較すると、通常、売却は頻繁、または売却価値は大きくなると考えられるが、明確な基準値はない。 ✓ 次に該当する場合は回収と売却の両方の事業モデルと整合的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の流動性確保とポートフォリオのリターンを最大化のために活発に管理し、金額的に重要で頻繁な売却が生じている場合 ・ 保険会社とその保険債務の履行のために資産を有する場合で、継続的な資産ポートフォリオの入替えが生じている場合

図表7 FVOCIオプションの適用可否

- FVOCI オプションは、資本性金融商品の定義を満たす金融商品に対して適用できる。
→金融商品の発行者が資本性金融商品に分類できるか否かを判定する必要がある。
- 以下の両方を満たす金融商品に限り資本性金融商品である (IAS第32号)。
 - ✓ 現金または他の金融資産を引き渡す義務がない
 - ✓ 変動数の自社の株式を発行する義務がない



第9号は、財務諸表利用者にとっての有用性を確保するため、FVOCI オプションを指定した企業に対して指定銘柄や指定理由等の開示を要求している。

(2) 公正価値オプション

キャッシュ・フローと事業モデルに基づく分類要件に従い償却原価またはFVOCI区分に分類されるものであっても、会計上のミスマッチを解消または大幅に削減する場合には、FVTPL区分に指定することができます。たとえば、ヘッジ関係の適格性や文書化等のヘッジ会計の要件を満たさないためにヘッジ会計が適用されない場合に、ヘッジ対象に公正価値オプションを適用してヘッジ手段のデリバティブの公正価値変動と相殺させる方法として、ヘッジ会計の代替として使用されることがあります。

Ⅲ おわりに

事業モデル要件とキャッシュ・フロー要件に基づいて金融資産を分類するというIFRS第9号の分類アプローチは、IAS第39号および日本基準の保有目的に基づく分類アプローチとは異なるコンセプトに基づいています。企業によっては分類の結果として決定される償却原価または公正価値という測定方法は、IAS第39号および日本基準に基づく測定方法と大きく変わらない可能性もあります。しかし、IFRS第9号が要求する2つの分類要件を適用する際には、保有する金融資産の管理実態の整理と事業モデルに基づく分析、ならびに保有するすべての金融資産の契約内容の検討のためのプロセスが必要となります。このため、企業によっては、基準が要求する2つの分類要件を導入することによる負担が増すことも考えられます。こうした企業は、IFRS第9号の強制適用日（2018年1月1日以降開始事業年度）に向けて、まずは分類アプローチを理解し、関連する論点について検討を開始していくものと考えます。今後の実務の発展の中で、基準の解釈がより明確になっていくと考えられますので、今後のIFRS第9号を取り巻く動向についても留意が必要です。本稿が、IFRS第9号の分類の基本的な考え方を理解するための一助となれば幸いです。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
azsa-ifs@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.